

第97期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

株主資本等変動計算書

個別注記表

第97期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

高田機工株式會社

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様は電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	百万円 33
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア) 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催します。

イ) 取締役は、取締役会を通じて他の取締役の業務執行の監督を行います。

ウ) 代表取締役より全役員に対し、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを徹底しています。

エ) 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要事項は稟議書、議事録等の管理基準に基づき、適正な保存および管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

環境、品質、災害、労働安全、法務、情報セキュリティ、経理・財務等リスク領域毎の担当部門により、内在するリスクを把握・分析したうえでそのリスクの軽減のために、規程の立案および改訂に取り組めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア) 当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会は経営戦略の策定と監督機能という本来の機能に特化し、執行役員は業務執行に特化することで機能を分離し、取締役会のチェック機能の強化・効率化と業務執行の迅速化を図ります。

イ) 定例の取締役会を毎月1回開催し、法令で定められた事項の他、重要事項の決定を行います。さらに迅速な意思決定が必要な場合は臨時取締役会を適時開催し、これら決定事項は、速やかに執行役員会議等に伝達します。

ウ) 業務運営については全社的な各年度予算および目標を設定し、各部門においては、この目標に向けた具体策を立案し実行するとともに、毎月または定期的に開催する部門会議において、その進捗状況および実施状況を取締役が検証します。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ア) 代表取締役より全社員に対し、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを徹底しています。
 - イ) 代表取締役によりコンプライアンス担当役員が任命され、コンプライアンス室がコンプライアンス体制の構築・維持・整備に当たっています。
 - ウ) 社員就業規則において使用人に社内通報義務を負わせ、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気付いた場合、免責性を確保した社内通報制度を利用できるようにしています。
 - エ) 代表取締役直轄の内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役、執行役員および監査役に適宜報告を行います。
- ⑥ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 親会社および子会社はありませんので、該当事項はありません。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は、必要に応じ補助者において監査業務の補助を行うよう取締役に要請することができます。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ア) 上記補助者は、監査役の要請事項に関して、取締役および所属部署の責任者等からの指揮命令は受けないものとします。
 - イ) 上記の補助者に係る人事等については、取締役会と監査役会が事前に協議のうえ決定するものとします。

- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ア) 取締役および使用人は、次の事項について速やかに監査役会に報告をするものとし、
- ・ 役職員の違法、内部不正行為等
 - ・ 重要な訴訟事案
 - ・ 緊急、非常事態
 - ・ その他重要な事態
- イ) 当社は、監査役に上記ア) の報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
- ⑩ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ア) 監査役は、執行役員会議や部門会議等重要会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができます。
- イ) 代表取締役は、業務執行方針ならびに会社に対処すべき課題等について、監査役会と意見を交換するために定期的に会合を開催します。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理いたします。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ア) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築をするとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行っています。
- イ) 内部監査室は、業務部門から独立して業務の妥当性、効率性および財務報告の信頼性の確保等について評価・是正の推進を図っています。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ア) 当社は、企業や市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たないことを基本方針とします。
- イ) 企業倫理規程において反社会的勢力との関係遮断を明記し、全役職員に対し本規程の厳守を徹底するとともに、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンスの強化に努めています。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行

取締役は当事業年度に取締役会を15回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業務運営状況の報告を行い、取締役の業務執行の監督を行っております。また、毎月の執行役員会議・部門会議において業務執行体制の見直しを行うことにより、業務の適正を確保するための体制の更なる向上を図っております。

② 監査役の職務の執行

監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会をはじめ重要な会議に出席するほか、各本部・事業所への往査、重要な決裁書類の閲覧等を通じて経営の監査を行っております。また、代表取締役との定期的な意見交換会、会計監査人および内部監査室との間で情報交換を行い、効率的な監査業務の遂行に努めております。

③ 内部監査の実施

代表取締役直轄の内部監査室は、内部統制システムおよび遵法経営の定着状況等について、各部門に対し内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告しております。また、改善すべき事項がある場合にはその指導も実施しております。

④ コンプライアンスに対する取組み

取締役およびコンプライアンス室が中心となり、全社員に対し企業倫理規程の遵守を徹底しております。また、免責性を確保した社内通報制度を設け、コンプライアンス体制の構築・維持・整備に努めております。

株主資本等変動計算書（2025年4月1日から 2026年3月31日まで）

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	5,178,712	4,608,706	6,310	4,615,016	534,463	6,320,000	2,822,170	9,676,633
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△288,889	△288,889
当 期 純 損 失							△535,286	△535,286
自己株式の取得								
自己株式の処分			7,562	7,562				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	7,562	7,562	—	—	△824,175	△824,175
当 期 末 残 高	5,178,712	4,608,706	13,872	4,622,578	534,463	6,320,000	1,997,994	8,852,457

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	△920,381	18,549,980	1,931,849	20,481,829
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△288,889		△288,889
当 期 純 損 失		△535,286		△535,286
自己株式の取得	△221	△221		△221
自己株式の処分	61,422	68,984		68,984
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			1,205,425	1,205,425
事業年度中の変動額合計	61,200	△755,413	1,205,425	450,012
当 期 末 残 高	△859,181	17,794,567	3,137,274	20,931,842

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの ……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産

①未成工事支出金 ……個別法に基づく原価法

②材料貯蔵品 ……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 ……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産 ……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

工事損失引当金 ……受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見積額を計上しております。

退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

①工事契約

橋梁事業及び鉄構事業においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、原則として履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。当該工事契約は、発生した原価を基礎としたインプットに基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができるかと判断いたしました。

進捗度の測定は、契約ごとに、各事業年度末までに発生した原価が、工事原価総額の合計に占める割合に基づいて行っております。進捗度を合理的に見積ることができない契約については、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識しております。取引の対価は、主として、履行義務の充足の進捗に応じて、又は顧客との契約に基づき段階的に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

②製品の販売

上記工事契約の他、主として橋梁事業における各種デバイス製品の製造及び販売を行っております。当該製品販売に係る収益は、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。取引の対価は、主として、履行義務を充足してから6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

会計上の見積りに関する注記

工事契約に係る収益認識及び工事損失引当金の計上

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたり移転する契約において、一定の期間にわたり収益を認識する方法で計上した売上高（原価回収基準によるものを除く）は12,647,178千円、また、工事損失引当金は149,215千円であります。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

工事契約につきましては、原価回収基準を適用している工事案件を除き、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに、各事業年度末までに発生した原価が工事原価総額の合計に占める割合に基づいて行っております。また、工事原価総額の見積りが工事収益総額を上回る可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に算定できる場合、当該損失見込額を損失が見込まれた期に工事損失引当金として計上しております。

これらの見積りのうち、工事原価総額は工事案件ごとに顧客との契約によって定められた仕様等を考慮し、作業内容を特定した上で適切に見積っております。また、工事の進行中における設計変更や工事遅延等の状況の変化に応じて工事原価総額を適時に見直しております。

ただし、自然災害や事故、製作・施工における品質問題等の発生により、見込んでいる工事原価総額を超えて追加原価が発生した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	9,551,025千円
2. 国庫補助金による圧縮記帳累計額	
建物・構築物	33,579千円
機械・運搬具	24,741千円

損益計算書に関する注記

完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額

149,215千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式

6,712,758株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

884,799株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	144,123千円	25円00銭	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	144,766千円	25円00銭	2025年9月30日	2025年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 145,698千円
- ②1株当たり配当額 25円00銭
- ③基準日 2026年3月31日
- ④効力発生日 2026年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金と前払年金費用であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用することを原則とし、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクについては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は株式及び債券であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

借入金の使途は、主に運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	6,476,827	6,476,827	—
(2) 長期借入金	(3,000,000)	(2,932,902)	(67,097)

(注1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注2) 現金預金、電子記録債権、完成工事未収入金、電子記録債務、工事未払金、短期借入金
は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略
しております。

(注3) 市場価格のない株式等(貸借対照表計上額194,394千円)は、「其他有価証券」には
含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の
3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成
される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により
算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以
外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプ
ットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を
分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券				
株式	5,874,886	—	—	5,874,886
その他	—	601,941	—	601,941
資産計	5,874,886	601,941	—	6,476,827

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,932,902	—	2,932,902
負債計	—	2,932,902	—	2,932,902

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は市場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社における事業を顧客の種類別及び収益認識の時期別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	橋梁事業	鉄構事業	合計
顧客の種類			
官公庁	9,489,182	—	9,489,182
その他	1,129,700	3,687,958	4,817,659
計	10,618,883	3,687,958	14,306,842
収益認識の時期			
一時点で移転される財	207,127	52,560	259,687
一定の期間にわたり移転される財	10,411,756	3,635,398	14,047,155
計	10,618,883	3,687,958	14,306,842

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
完成工事未収入金		
顧客との契約から生じた債権	2,879,105	2,901,760
契約資産	11,236,077	7,232,959
未成工事受入金		
契約負債	681,923	572,513

契約資産は、工事契約に関連して期末日時点で履行義務を充足し収益を認識しているものの、未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債の増減は、顧客から受け取った未成工事受入金に関するもので、収益認識に伴い取り崩されます。

当事業年度中に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は681,923千円であります。契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と債権へ

の振替（同、減少）により生じたものです。契約負債の増減は、主として未成工事受入金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益（主に契約額及び見積原価の変更）は824,119千円であります。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は18,967,175千円であり、このうち64%が１年以内に、残り36%がその後３年以内に収益として認識されると見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	3,591円62銭
1 株当たり当期純損失	92円47銭